

酒田市認定地域クラブ指導者及びサポーター認定要綱

令和 8 年 1 0 月 1 日

酒田市教育委員会告示第 1 9 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、酒田市認定地域クラブの認定等に関する要綱（令和 8 年告示第 号）の規定に基づく認定を受けた地域クラブが実施する、酒田市中学校部活動及び認定地域クラブ活動基本方針（以下「市基本方針」という。）に基づく認定地域クラブ活動（以下「認定地域クラブ活動」という。）において技術指導、安全管理等を行うことができる指導者及びサポーター（以下「指導者等」という。）の認定について、必要な事項を定めるものとする。

(指導者等の区分及び主な役割)

第 2 条 指導者等の役割は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 指導者 認定地域クラブ活動における技術指導及び安全管理等並びに認定地域クラブ活動に係る活動の計画の作成及び参加者との連絡調整等
- (2) サポーター 認定地域クラブ活動における安全管理及び指導者等の補助並びにクラブの運営

(指導者等の要件)

第 3 条 指導者等は、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

- (1) 未成年者
- (2) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に基づく高等学校及びこれに類する学校に在籍する者
- (3) スポーツ活動又は文化芸術活動に対する熱意に欠ける者
- (4) 暴言、体罰、ハラスメントその他の不適切な行為（以下「不適切行為」という。）の防止についての理解が不十分で、不適切行為により本市及び他の教育委員会、中央競技団体、スポーツ文化芸術協会・連盟等から処分を受けた者
- (5) 過去に性犯罪により有罪となった者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する者に該当せず、また、当該規定する者及び同条第 2 号に規定する団体と密接な関係を有する者
- (7) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- (8) 日本国憲法施行の日以後において、同法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(認定の申請)

第4条 指導者等の認定を受けようとする者（以下「認定希望者」という。）は、酒田市認定地域クラブ指導者及びサポーター認定申請書（様式第1号）により、教育長に申請するものとする。

(指導者等の認定)

第5条 教育長は、認定希望者からの申請を受け、申請内容が適正と認めるときは、当該認定希望者を指導者等として認定するものとする。

2 教育長は、前項の規定により指導者等として認定したときは、酒田市認定地域クラブ指導者及びサポーター認定通知書（様式第2号）により通知し、酒田市認定地域クラブ指導者及びサポーター認定証（様式第3号）を授与するものとする。

3 認定された指導者等は、教育長が指定する研修を受講しなければならない。

4 第1項に規定する認定の有効期間は、当該認定の日から起算して3年を経過する日以後の最初の3月31日までとし、更新を希望する場合は、前条の定めるところにより再申請するものとする。

5 指導者等は、申請内容に変更があった場合、速やかに教育長に報告するものとする。

(指導者等の努力事項)

第6条 指導者等の認定を受けた者は、認定地域クラブ活動の充実を図るため、競技団体等が主催する研修会等に積極的に参加し、技能等の指導のみならず、参加者の発達個人の差や成長期における体と心の状態等に関する事項を含め、安全及び健康管理等の面に配慮できる知識の習得に努めるものとする。

(指導者等への指導・勧告)

第7条 教育長は、指導者等について、認定地域クラブ活動の指導における不適切行為又は市基本方針の規定に反する活動実施の主導等があったと認めるときは、当該指導者に対し、改善するよう指導するものとする。

2 教育長は、前項の規定による指導をした場合において、なお改善がされないと認めるときは、当該指導を受けた者に対し、改善するよう勧告するものとする。

(指導者等の認定の取消し)

第8条 教育長は、指導者等の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさないことが明らかになったとき。
- (2) 第7条の規定による指導又は勧告にかかわらず、なお改善されないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、認定の取消しが適当と認めるとき。

2 教育長は、前項の規定により指導者等の認定を取り消したときは、酒田市認定地域クラブ指導者及びサポーター認定取消通知書(様式第4号)により、その旨及び理由を速やかに当該指導者等に通知するものとする。

3 前項の規定により指導者等の認定の取消しを受けた者は、取消し後1年間は再申請できないものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。